

パブリックコメントにおける御意見と対応内容

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
1	認定基準書 用語の定義「塗工用紙」「塗工量」	その対象が「白色顔料」か「塗工カラー(白色顔料+バインダー(澱粉+ラテックスが一般的))」なのか明確にすべき。	ご指摘を踏まえ、対象を明確にさせていただきます。
2	認定基準書 用語の定義「植物由来プラスチック」	<p>「なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。」の削除を希望する。【理由】①「植物を原料とするプラスチック」がグリーン購入法基準要件の用語による引用定義であれば、グリーン購入法基準要件の「植物を原料とするプラスチック」では、「植物由来プラスチック」材料は限定なされていない。②環境省・経済産業省は、毎年、環境物品等の新基準に係る提案公募をしており、グリーン購入法適合毎に本認定基準を改訂する必要性が生じるため、ムダな作業が増えるものと想定される。③本認定基準の「植物由来プラスチック」新基準は、別表2のトレーサビリティを含め、極めてハードルの高い新基準案となっているため、必然的に適合できる「植物由来プラスチック」は限られ、WTO上の各種協定からも敢えて限定される必要性はないものとする。④現時点で適合が想定できるプラスチック材料は、「解説」の中に記載・継承されれば良いと考える。</p> <p>「なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。」を「なお、本認定基準では、ISO16620-1:2015 3.1.4に定義される biobased synthetic polymer(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources)の内、植物を原料とするもの。」へ修正願う。【理由】青取消線部を削除することで、定義が曖昧になると想定される場合、国際標準規格の用語定義を引用すべきと考える。</p>	参考資料「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」とも関連した意見のため、植物由来プラスチックに関する御意見は別掲にてまとめて回答させていただきます。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
3	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	「製品中のバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。かつ、製品中の植物由来プラスチックが 25%以上であること。」へ修正願う。【理由】①グリーン購入法「文具類」基準要件の「植物を原料とするプラスチック」に配合率基準がない。根拠のない異常な基準導入は WTO 協定に抵触する可能性が高まる。②グリーン購入法環境物品の部分植物由来 PET (BIO-PET) の場合、その配合率基準下限値が「80.1%」(=25%÷31.2%)となる為、材料複合製造技術が進む「文具・事務用品」分野で異常な基準案ではないかと受け止められる可能性がある。③まずは、繊維製品分野の「植物由来合成繊維」導入と同等レベルが妥当だと考える。④なお、日本バイオプラスチック協会 (JBPA) のバイオプラ識別表示制度に関して、「25%」基準や同製品認証制度が「適合性評価」(第三者監査)をしていない等、科学的な根拠がない事実を同事務局に確認済みである。	文具・事務用品における普及状況等を鑑み、基準配合率を設定しました。原案どおりとさせていただきます。
4	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	証明方法について、ASTM D6866 の「-05」を削除願う。【理由】最新版は「-12」である為。	No.2 の回答と同じ。
5	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	"a) Certificates indicating the calculated content of bio-based synthetic polymers in the product shall be submitted. For the plant-based plastic (raw resin) thereof, measurement results of the bio-based synthetic polymer according to the 14C method specified in ISO 16620-2 or ASTM D6866-05 shall be attached. " The version of ASTM D6866 should be 12.	No.2 の回答と同じ。
6	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	証明方法について、内容をより正確にするために、以下のとおり、修正いただきたい。「植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴ C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を添付すること」	No.2 の回答と同じ。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
7	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	炭素法の測定には約8万円の費用がかかり、定期的な測定を課すのは申請者の負担増となる。またC14法では炭素比だけしか分からないので、例えば炭素含有量の多い原料と少ない原料を50:50の配合比（バイオマス割合50%）で製作しても炭素数の多い原料に引っ張られて数値が大きくなる可能性がある。また、何年も生きる木材は使用する部位によっては核実験の影響を受けて数値が大きくなる可能性がある。	No.2の回答と同じ。
8	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	証明方法について、「測定」を「証明」へ修正願う。【理由】「証明」は法律用語で、「証明結果」は「証明書」等が該当する。	No.2の回答と同じ。
9	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	証明方法について、「ただし、第三者機関が行政機関や公益法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)ではない場合、第三者機関の監査または認証に係る運営システムの正当性を証明する第三者機関の証明書(監査:ISO/IEC17021等の適合性評価証明、製品:ISO/IEC17065等の適合性評価証明)を併せて提出すること。」を追加願う。【理由】第三者の有識者が介在する公的な機関は別として、民間組織で国際標準規格に基づく客観的な第三者システム監査(ISO外部監査)による適合性評価を受けていない、「科学的な根拠」にも該当し得ない「試験」証明や製品認証等の「調査」証明には正当性が全くなく、タイプI環境ラベルの信頼性向上には繋がらないため。	No.2の回答と同じ。
10	認定基準書 4-1-1(4)a植物由来プラスチック	"An explanatory document stating that measurements of the content of bio-based synthetic polymer will be regularly carried out, and that measurement results can be disclosed as per a request of the Eco Mark Office; " "regularly carried out" is unclear. The specific interval and number of measurements should be listed.	No.2の回答と同じ。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
11	認定基準書 4-1-1(4)b)植物由来プラスチック	別表2第5項について、対象の欄の「樹脂」を削除願う。【理由】「樹脂」ではなく、「粗原料」に係る基準である為である。	No.2の回答と同じ。
12	認定基準書 4-1-1(4)b)植物由来プラスチック	別表2第6項について、「発酵など粗原料の製造工場で、地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。」へ修正願う。【理由】①主たる以外の粗原料(MEG)もある。②PLA、PBS等は「アルコール」ではなく、「有機酸」が粗原料である。「有機酸」の場合、「発酵」で包含できる。	No.2の回答と同じ。
13	認定基準書 4-1-1(4)b)植物由来プラスチック	別表2第6項について、「□適用外(発酵工程がない)」を追加願う。【理由】「発酵」でない製造法(高压熱分解)がある為である。ただし、多エネルギー消費型製造法のため、LCA基準で適合しなくなる可能性が高い。	No.2の回答と同じ。
14	認定基準書 4-1-1(4)b)植物由来プラスチック	「植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までの各工程は別表2のチックリストに適合する」の規定において、別表2第6項に関し、植物由来エタノールを粗原料にしないポリ乳酸は適用外にすることが出来るようにすべきである。	No.2の回答と同じ。
15	認定基準書 4-1-1(4)c)植物由来プラスチック	「原料調達」を「植物栽培」もしくは「資源採取」へ修正願う。【理由】曖昧な用語である為。	No.2の回答と同じ。
16	認定基準書 4-1-1(4)植物由来プラスチック	バイオマスプラスチックの中にはポリプロピレン(PP)やポリエチレン(PE)等に古古米や木粉、茶殻、コーヒー粕等を混合して加圧成形した「バイオマス変性系」というものがある。国産のバイオマスを有効利用した物で農水省等も推奨しているのでこれらも認証対象にしていただければと思う。10年以上前から日用品や文房具等で実用化されている。	No.2の回答と同じ。
17	認定基準書 4-1-1(4)植物由来プラスチック	上記No.14で述べた「バイオマス変性系」の文房具・日用品にはクリアーファイルやバインダー、黒板消し、クリップ、箸、スプーン、トレー等が上市されている。バイオPEやバイオPETは物性が石油系と何も変わらないので配合率をどのようにもできるが、古古米や木粉等は相手のプラスチ	No.2の回答と同じ。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
		<p>ックにしてみれば混合物（増量剤）であるので、バイオマス割合を低くせざるを得ない物も有る。廃棄物を何とか有効利用しようとしているそれらの製品にも目を向けていただけないか。10%以上にさせていただけると頑張っている人達の救いとなる。25%の科学的根拠はないのだから…。</p>	
18	<p>認定基準書 4-1-1(4)植物由来プラスチック</p>	<p>（一社）日本有機資源協会のバイオマスマークはバイオマス製品を専門に足掛け9年間も認定作業を続けている。「バイオマス製品はバイオマスマークの認定を受けていること」としていただけないか。</p> <p>日本は世界からバイプラ認証機関が二つもあると批判されている。そこに新たにエコマークがバイオマスプラスチックの認証を始めて三つにもなると世界の笑い者になりかねない。</p> <p>生分解性製品については同様に「グリーンプラの認定を受けていること」とするのも良いと思う。</p>	<p>No. 2 の回答と同じ。</p>
19	<p>認定基準書 4-1-1(9)粘着剤</p>	<p>クラフトテープ類については、No. 114「紙製の包装用材」から本認定基準に移行するに伴い、「紙を基材とする製品の粘着剤は水に溶解し、古紙リサイクルの適合にならない」ことが追加となるが、現行のNo. 114 認定基準には、粘着剤は無溶剤型であることの記載のみであり、水系・分散型であることの表記はなかった。クラフトテープの多くはホットメルト粘着剤であり、無溶剤ではあるが、ホットメルト粘着剤は水に分散されにくいいため、「水に溶解し、古紙の阻害にならないこと」に適合しておらず、このままではNo. 114の有効期限到来以降は継続ができなくなってしまう。</p>	<p>本基準項目は、古紙リサイクルを促進させるための基準であり、クラフトテープなどは梱包された後に、テープが残ったままそのまま古紙として回収・リサイクルされることが想定されます。しかしながら、紙(段ボール)以外にも発泡ポリスチレン箱などにも使用され、粘着剤の強度が求められることより、市場および認定商品を確認した結果、4-1-1(7)基準項目を満たすラミネート加工がない商品かつ 4-1-3(25)項目を満たす無溶剤型で、本項目を満たす商品が少ないことを踏まえ、将来的な基準化を目指す配慮事</p>

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
			項に変更させていただきます。
20	認定基準書 4-1-3(19)(21)(25)	<p>安全データシート(SDS)は危険有害性を広く知らせるためのシートであり、配合を開示するものではない。記入すべきものは第1種(0.1%以上)又は第2種(1.0%以上)の有害化学物質のみである。また、SDSは一般消費者用製品には不要である。(SDSの資料は以下を参照してほしい) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html こういうことを分かっていないと思われる記述が数点見られる。</p> <p>4-1-3(25)の「溶剤の種類に関する安全データシート」というのが、もっとも変である。「溶剤」の定義がまずない。また有害性や含有量による記入の線引きもない。こんな書き方をされると、無害のものまで全部開示しろ、と言われそうで怖い。</p> <p>「使用物質に関するSDS」という表現も別にあるが、「使用物質」というのも何を意味しているのか不明である。例えば、(19)では化粧加工の処方構成成分についてこうなっているが、成分を100%開示させ、その成分それぞれにSDSを付けるということか。</p>	ご指摘を踏まえ、証明内容を明確にさせていただきます。
21	認定基準書 4-1-3(24)重金属類	旧EN71-3は負担が大きいためRoHS基準など蛍光X線で分析できるものにして欲しい。EN71-3だと、どうしても分析依頼になってしまうため。	今回の検討においては、使用時の重金属類を規制することを重視することとしましたが、それに相当する文具に関する規格が国内ではなかったため今回は現行のISO8124-3:2010をベースとした対象物質と基準値を設定しました。原案どおりとさせていただきます。
22	認定基準書 4-1-3(25)有機溶剤	現行基準では、消耗部品と粘着部品に項目が分かれており、本項目は粘着部品には適用されていなかった。現行基準で粘着剤について規定されていなかった部分が、新基準では適用となるため、基準に適合しない認定商品	ご指摘を踏まえ確認しました結果、技術的に対応できない品目等があったため、修正させていただきます。なお、今

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
		<p>が出るのが想定されるため、再検討いただきたい。また、本項目に関連して「その他粘着テープ」が想定している品目が不明のため、削除していただきたい。</p>	<p>後、市場状況等をみて、適宜検討させていただきます。</p>
23	<p>認定基準書 6. (3) エコマーク表示</p>	<p>植物由来プラスチックを使用する製品について、「植物由来プラスチック〇%」と記載する。〇%には、製品中の植物由来プラスチック(原料樹脂)の配合率を記載するか、または基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする(「〇%以上」と記載してもよい)。また、「植物由来プラスチック」はポリマーの種類名(「植物由来PET」、「植物由来PE」など)に置き換えてもよい。」へ修正願う。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、一部修正させていただきます。</p>
24	<p>解説書 2 ページ 3. 用語の定義</p>	<p>植物由来プラスチックに関する用語の定義の参考として挙げている記載箇所を「ISO16620-1:2015(Plastics -- Biobased content -- Part 1: General principles)」へ修正願う。【理由】今パブコメ新基準の実態に合わせた表現への修正が必要と考える。</p>	<p>No. 2 の回答と同じ。</p>
25	<p>解説書 3 ページ A-1(2) 植物由来プラスチック</p>	<p>「バイオベース合成ポリマー含有率」を「植物由来プラスチック(原料樹脂)配合率」へ修正願います。【理由】①グリーン購入法に配合率基準はない。②JBPAバイオプラ識別表示制度の「25%」基準に科学的な根拠はない。</p>	<p>文具・事務用品における普及状況等を鑑み、基準配合率を設定しました。原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
26	解説書 6～7 ページ D-3(4) 重金属類	<p>「(4)は、Version1では(中略)欧州の玩具安全規格である88/378/EEC EN71-3(中略)の一致規格ISO 8124-3の規格内容を引用していた。ISO 8124-3は(略)」とあるが、これは正確に言うと、「(4)はVersion1では(中略)欧州の玩具安全指令である88/378/EECの整合規格EN71-3（中略）の一致規格ISO 8124-3の規格内容を引用していた。一致規格ISO 8124-3EN71-3 は(略)」となる。また、そのページの最後の「海外環境ラベルにおいても、文具に関連する認定基準にISO 8124-3を引用している基準が多くある。」とあるが、これは本当か。実際に確認されているのならば、あまり見たことがない。また、上の修正をするなら文章の流れではEN 71-3だと思ふ。EN 71-3でも最近リトアニア国が文具一般にEN 71-3を適用するという案をだし、多くのEU国から一般用にこの玩具規格を使うな、と批判されている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表現等を修正させていただきます。</p>

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
		<p>ISO 8124-3は、玩具の重金属規格であり、環境問題は扱っていない。その点から、7ページの12行以下の文はほとんど嘘である。参考にISO 8124-3の和訳資料を添付する。産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法はない。土壌汚染対策法溶出量・含有量基準の規制物質などを含め、ということもない。RoHSは6物質を規制、ISO 8124-3は8元素規制で大きい違いではない。さらにRoHSはまだ最終段階にはなっていないが、フタレートが4種加わり10種となる予定で逆転する。「人体への有害物質への」という言葉も正確には「14歳以下の子どもの身体への」である。RoHSは廃棄時の環境影響を扱い、ISO 8124-3は14歳以下の子どもの健康影響を扱ったものである。環境影響と人の健康への影響は異なる。結論は次のように修正してほしい。</p> <p><u>「用途や年齢に関わらず使用時の有機化学物質の制限・重金属類の規制を重視することとしたが、それに相当する規格は国内ではなかったため今回はISO 8124-3 : 2010をベースとして対象物質と基準値を採用した。安全性の専門家に使用時の環境影響を扱った日本規格を今後検討し作成してほしいというのが業界の要望であった。」</u></p>	
27	付属証明書 3 ページ 4-1-1(4)a	<p>「製品中の植物由来プラスチック(原料樹脂)配合率が25%以上であること。かつ、製品中のバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。」へ修正願う。【理由】①グリーン購入法に配合率基準はない。②JBPA バイオプラ識別表示制度の「25%」基準に科学的な根拠はない。</p>	文具・事務用品における普及状況等を鑑み、基準配合率を設定しました。原案どおりとさせていただきます。
28	付属証明書 3 ページ 4-1-1(4)a	<p>「測定結果」を「証明書」へ修正願う。【理由】バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2(C14法)の測定結果より、ISO16620-3で算出証明するものであるため。</p>	No. 2 の回答と同じ。
29	付属証明書 7 ページ 記入表 A1-112 「製品質量証明書」	<p>古紙パルプ配合率を求める場合「古紙」では意味がないので(古紙から古紙パルプを生産するには70～75%の歩留まりであり一定ではない)「古紙パルプ」にすべき。</p>	ご指摘を踏まえ、表現等を修正させていただきます。

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
30	付属証明書 23 ページ 記入表 E1-112 「製品質量証明書」	「バイオベース合成ポリマー」を「植物由来プラスチック(原料樹脂)配合率(%)」に、「製品全体での質量割合(%)」を「バイオベース合成ポリマー含有率(%)」に、「製品中のバイオベース合成ポリマー含有率」を「製品全体での質量割合(%)」に修正願う。	認定基準で規定する証明方法に沿った内容であり、原案どおりとさせていただきます。
31	全般	エコマークを取得している製品の Version2.0 への更新について、Version1.17 との共通書類はそのまま使える等、更新申請作業の負担を軽減することを要望する。	今回の見直しは、基準制定から 10 年近く経過していることもあり、全体のレビューを行うことを目的とさせていただいています。また、証明書の書式や再生材料に関する質量計算の方法など現行基準より変更となっていることもあり、原則、最新の書式にて証明書の発行をお願いいたします。

意見者 8、意見総数 31